

## 東松山都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・3・2 東松山嵐山線ほか 3 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	東松山嵐山線	東松山市 大字下野本 字中原	嵐山町 大字志賀 字水境	滑川町 大字月輪 字大堀	約12,210m	地表式	4車線	24m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路野本高坂通線及び東松山鴻巣線と立体交差 東武鉄道東上線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	
	3・3・3	東松山鴻巣線	東松山市 大字下野本 字久保原	吉見町 大字大和田 字上堤根	吉見町 大字久保田 字賀美	約6,310m	地表式	4車線	23.5m	幹線街路産業道路及び東松山嵐山線と立体交差	
	3・3・4	野本高坂通線	東松山市 大字毛塚 字八木沼	東松山市 大字下野本 字久保原	東松山市 大字下押垂 字海道端	約4,250m	地表式	4車線	23.5m	幹線街路東松山嵐山線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	
	3・4・9	高坂中央通線	東松山市 大字宮鼻 字代正寺	東松山市 大字岩殿 字北長坂	東松山市 大字西本 宿字内手	約2,800m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路と立体交差1箇所 東武鉄道東上線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

3・3・2 東松山嵐山線、3・3・3 東松山鴻巣線及び3・3・4 野本高坂通線の交差点について、交差点の地形を考慮し、平面交差から立体交差に変更するものです。

3・3・4 野本高坂通線について、当初決定時の道路構造令が改正となり、現在の道路構造令との整合を図るため、幅員を22.0mから23.5mへと変更するものです。

3・4・9 高坂中央通線について、3・3・4 野本高坂通線の幅員変更に伴い、起点を移動し延長を縮小変更するものです。

併せて、3・3・2 東松山嵐山線ほか 3 路線について、車線数を定めるものです。

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画道路（埼玉県決定）の変更について理由を示したものです。

## I 東松山都市計画区域における位置等

東松山都市計画区域は、東松山市、滑川町、嵐山町、吉見町の1市3町で構成する複合都市計画区域であり、都心から約50km圏、県の中央部に位置しています。

## II 変更の理由

3・3・2東松山嵐山線、3・3・3東松山鴻巣線及び3・3・4野本高坂通線について、現状の地形を生かした形での交差処理とすることにより、各路線の走行性が向上することから、交差箇所を平面交差から立体交差へ変更するものです。

3・3・4野本高坂通線について、都市計画決定時の道路構造令が改正となり、現状の道路構造令と整合を図るため、幅員を22.0mから23.5mへ変更するとともに、本路線に接続する3・4・9高坂中央通線の起点を変更するものです。

併せて、車線数が未決定であったため、3・3・2東松山嵐山線ほか3路線の車線数を定めるものです。

## III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・3・2東松山嵐山線	約12,210m	4	24m	・3・3・3東松山鴻巣線、3・3・4野本高坂通線との交差箇所を立体交差へ変更。 ・車線数の決定。
3・3・3東松山鴻巣線	約6,310m	4	23.5m	・3・3・2東松山嵐山線との交差箇所を立体交差へ変更。 ・車線数の決定。
3・3・4野本高坂通線	約4,250m	4	23.5m	・3・3・2東松山嵐山線との交差箇所を立体交差へ変更。 ・幅員の変更。 ・車線数の決定。
3・4・9高坂中央通線	約2,800m	2	16m	・3・3・4野本高坂通線の変更に併せ、起点を変更。 ・車線数の決定。

## IV 関連する都市計画の変更

### ①道路（東松山市決定）